

◎新潟県告示第411号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定による消毒を次のとおり実施する。

令和5年4月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施する区域
新潟県一円
- 3 実施の期日
令和5年4月1日から令和5年5月31日まで
- 4 実施の対象となる家きんの種類及び範囲
実施する区域内で100羽以上の鶏、きじ、あひるを飼養する農場及び10羽以上のだちょうを飼養する農場
- 5 消毒方法
県の家畜防疫員の指示するところにより、消石灰等を農場内(鶏舎の周囲及び農場外縁部)に散布する